

訪問看護・介護予防訪問看護サービス契約書

－契約条項－

様（以下「利用者」といいます）と訪問看護ステーション愛（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護・介護予防訪問看護（以下「サービス」といいます）について、次のとおり契約します。

第一章 総則

第一条（契約の目的）

事業者は、健康保険・介護保険に関する法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。

第二条（契約の期間）

本契約の有効期間は、20 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の 2 日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第三条（訪問看護計画の取り扱い）

事業者は、介護保険利用者においては居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、利用者の訪問看護計画を作成します。作成後は、いずれも利用者に説明し、同意を得た上で決定するものとします。

第四条（介護保険給付対象外サービス）

事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービスを提供するものとします。

第五条（サービスの実施）

訪問看護サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問看護サービス実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

利用者は、訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）の無償提供を承諾するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第六条（サービス利用料金の支払い）

利用者は、訪問看護サービスについて、別に定める所定の料金に基づいたサービス利用料金に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を事業所に支払うものとします。

サービス利用料金は 1 か月毎に計算し、口座振替にて翌月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払い頂きます。毎月初旬に請求書を発行し、入金確認後領収書を発行いた

します。

新規の利用者や諸事情により振替ができなかった場合は、翌月に 2 か月分まとめて引き落としになる場合があります。

その他保険外のサービスについては料金を別途定め、事前に提示します。

第七条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対し、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第三章 事業者の義務

第八条（事業者の義務）

事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産も安全確保に配慮するものとします。事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

第九条（守秘義務）

- ① 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を法令等により提供を要求された場合を除き、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の医療・介護サービス上必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。また、サービス担当者会議等においても同様とします。

第十条（サービス提供の記録）

事業者は、サービスの提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約完結後 5 年間保管します。

事業者は、訪問看護サービスの実施ごとに、サービス内容等を電子カルテに保存します。記録の内容は、適宜利用者または家族に閲覧いただけるよう準備いたします。必要時応じて記録の写しを提供いたします。記録内容の閲覧または写しの提供を希望される場合は、事前にご連絡下さい。

第四章 事業者の義務違反

第十一条（損害賠償責任）

事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者

に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第十二条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、利用者へのサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第五章 契約の終了

第十三条（契約の事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 利用者が介護保険施設や医療機関等へ入所または入院した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

第十四条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者が**以下**の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ② 事業者が第九条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が故意または過失により利用者の身体・財産信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第十五条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこ

れを告げず、または不実の告知等を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② 利用者による第六条に定めるサービス利用料金の支払いが三か月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第六章 その他

第十六条（重要事項の説明）

事業者は、後述の「重要事項」について、その内容を利用者等に説明するものとする。

第十七条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第十八条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は健康保険法・介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上

—重要事項—

訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社在宅看護センター愛
所在地	名古屋市北区辻本通 1 丁目 21 番地
代表者名	吉川 比呂司
電話番号	052-774-0881

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション愛
所在地	名古屋市名東区八前 2 丁目 1820 番地
管理者	辻野 さや香
電話番号	052-774-0503
指定番号	2361590066
開設年月日	2000 年 10 月 13 日

3. 事業の目的

株式会社在宅看護センター愛が開設する訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者が病気やけが等により家庭において継続して療養をうける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

4. 事業所の運営方針

- ①訪問看護事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
- ②在宅療養者の生活の質を維持・向上するために必要な看護サービスを計画的に提供しそのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。
- ③医療依存度の高い在宅療養者の訪問看護ニーズに積極的に対応し、医師の指示に基づき質の高い看護サービスを提供します。
- ④質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。

5. 事業実施地域及び営業時間

①実施地域

名古屋市名東区・千種区・昭和区・守山区・天白区

②営業日及び営業時間

【営業日】 月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、年末年始を除きます。

【営業時間】9時から17時 営業時間外の訪問看護については、別途定め対応します。
大雪・台風等により訪問の中止・変更をお願いすることがありますのでご了承下さい。

6. 職員の体制

- ①管理者 1名【常勤兼務（看護師）】
- ②看護師 2.5名以上【常勤換算、うち1名以上は常勤】
- ③理学療法士 1名以上【常勤換算】

7. 訪問看護サービスの提供方法

- ①利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師、理学療法士が訪問看護を実施します。
- ②利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- ③利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- ④介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図ります。
- ⑤理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心にしたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

8. 訪問看護サービスの内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- ① 血圧・体温・呼吸・脈拍等の健康チェックと指導
- ② 病状・障害・全身状態の観察と指導
- ③ 清拭や洗髪等による全身の清潔の保持、食事や排泄等の日常生活援助
- ④ 褥瘡の予防と処置
- ⑤ カテーテルの管理や交換
- ⑥ リハビリテーション（機能訓練、日常生活動作訓練、介助方法指導、住宅改修・福祉用具アドバイス等）
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導
- ⑨ その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

9. 緊急時などにおける対応方法

- ①緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、訪問看護を開始します。
- ②訪問看護実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- ③前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

10. サービス利用料金

(1) 介護保険の場合 *介護保険の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

■基本利用料*サービス提供体制加算(Ⅰ)込(1回につき6単位)1単位につき11.05円
[訪問看護]

訪問時間	20分未満	30分未満	60分未満	90分未満
料金	320単位	477単位	829単位	1134単位

[介護予防訪問看護]

訪問時間	20分未満	30分未満	60分未満	90分未満
料金	309単位	457単位	800単位	1096単位

■その他の加算料金

特別管理加算 (Ⅰ)	500単位/月
(Ⅱ)	250単位/月
長時間訪問看護加算	300単位/回
複数名訪問看護加算 (Ⅰ) 30分未満	254単位/回
30分以上	402単位/回
ターミナルケア加算	2500単位/死亡月
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	574単位/月
夜間加算 (18:00~22:00)	25%を加算/回
早朝加算 (6:00~8:00)	25%を加算/回
深夜加算 (22:00~6:00)	50%を加算/回
退院時共同指導加算	600単位/回
初回加算 (Ⅰ) 退院日に訪問した場合	350単位/月
(Ⅱ) 退院日の翌日以降に訪問した場合	300単位/月

[訪問リハビリ]

■基本料金*サービス提供体制加算（Ⅰ）込（1回につき6単位）1単位につき11.05円

訪問時間	20分	40分	60分
料金	300単位/回	600単位/回	813単位/回

*60分のリハビリを実施する場合は1割減額

[介護予防リハビリ]

訪問時間	20分	40分
料金（開始から1年以内）	290単位/回	580単位/回
料金（開始から1年以上）	285単位/回	570単位/回

（2）健康保険の場合

*健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます。

[訪問看護]

■基本利用料

訪問看護基本療養費（Ⅰ）		
看護師による訪問	週3日目まで	5,550円/日
	週4日目以降	6,550円/日
理学療法士による訪問		5,550円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）（外泊中の訪問看護）		8,500円/日
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円/日
	月の2日目以降	3,000円/日

■その他の加算料金

24時間対応体制加算		6,520円/月
特別管理加算	重症度の高いもの	5,000円/月
	上記以外	2,500円/月
特別管理指導加算		2,000円/回
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円/死亡月
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円/日
	月15日目以降	2,000円/日
夜間・早朝訪問看護加算（18：00～22：00）・（6：00～8：00）		2,100円/回
深夜訪問看護加算（22：00～6：00）		4,200円/回
退院時共同指導加算		8,000円/回
退院支援指導加算		6,000円/日

厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者		8, 400 円/日
複数名訪問看護加算	看護師等	4, 500 円/週
	看護補助者	3, 000 円/回
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回訪問した場合	4, 500 円/日
	1 日 3 回以上訪問した場合	8, 000 円/日
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円/月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780 円/月

<その他の利用料金（自己負担）>（消費税込）

- ・ 交通費 500 円/回
- ・ 休日加算 5,000 円/回
- ・ 在宅にて死後の処置を行った場合 10, 000 円
- ・ 訪問看護に必要な材料費（保険適応外の衛生材料） 実費

<その他加算料金についての同意事項>

訪問看護は、主治医の指示書や居宅サービス計画書、ご利用者の状態に応じ、看護計画を立てて行います。なお、特別な管理を必要とするご利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にある場合）に対して、特別管理加算が付加されます。

事業所は、電話等により常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整えています。計画的な訪問以外を必要とするご利用の場合は、1 か月に 1 回、緊急時訪問看護加算または 24 時間対応体制加算が付加されます。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1)事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2)事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3)虐待防止のための指針の整備をします。
- (4)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底をします。
- (5)虐待防止のための研修会を定期的実施します。

12. 身体拘束に関する事項

- (1)利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2)②身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急ややむを得ない理由を記録するものとします。

13. 苦情申立・虐待相談窓口について

当事業所に対するご相談は、以下の窓口で受け付けます。

◎苦情受付・虐待相談窓口

訪問看護ステーション愛 辻野 さや香

電話 052-774-0503

受付時間 月曜日から金曜日 9：00～17：00

◎第三者機関窓口

- ・国民健康保険団体連合会（国保連）

電話 052-971-4165

- ・名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 指導係 東桜分室

電話 052-959-3087

14.非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年に2回以上、実施します。

15.事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へも連絡します。

令和 年 月 日

事業者は、訪問看護サービスまたは介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、本書面にに基づき契約条項及び重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	名古屋市名東区八前2丁目1820番地
	事業者名	株式会社在宅看護センター愛
	代表者職・氏名	吉川 比呂司 印

説明者職・氏名 訪問看護ステーション愛

私は、事業者より本書面に基づいて契約条項および重要事項の説明を受け、内容を確認し、同意しました。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住所
氏名 印

利用者との続柄